

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2018年6月18日公表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2018年版不公正貿易報告書は、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘を行っている。

同報告書も言及しているように、WTOの紛争解決手続(DS)は、措置の是正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、DSによる勧告の履行率は高く、WTOルールの実効性の維持に貢献している。1995年のWTO発足以来、DSが活用された案件は551件に上る。(2018年6月18日現在)

我が国は、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消すること、また、先進国と発展途上国の対立の先鋭化など通商をめぐる環境が劇的に変化し、マルチのルール構築がますます難しくなっている中で、先例の蓄積によってルールを発展させることを目指し、DSを積極的に活用してきた。我が国が当事国として協議を要請した案件は24件あり、近年では対新興国の案件が多い。係争中の5件を除く19件のうち、18件は我が国の主張に沿った解決がなされている。

同報告書は、近年、一部の新興国による市場歪曲的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能が歪められかねないとの懸念が広がりつつあること、また、一部先進国において、「結果志向」への揺り戻しが生じていることに警鐘を鳴らしている。

経済産業省としては、日米欧三極貿易大臣会合(2017年12月、2018年3月、5月)などを通じ、公平な競争条件(level playing field)確保に向けた包括的な取組を進めるとともに、WTOルールに則らない対抗措置の応酬は、どの国の利益にもならないこと、WTO紛争解決手続の改善などを通じて多角的自由貿易体制が抱えている構造的な課題に対応し、その維持・強化を図ることの重要性を様々な場で働きかけていく。また、個別案件については、引き続き二国間・多国間協議・DS等を活用しながら積極的に解決を図る方針であり、2018年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置については、特に以下の案件に優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

1 WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議やWTO通常委員会等を通じて問題解決を図りつつ、WTO紛争解決手続の活用の可能性を検討していく。

- 米国：1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品の輸入制限措置【新規】
- 米国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置
- 中国：内外差別的な技術ライセンス規制【新規】

- 中国：アルミ補助金【新規】
- 中国：輸出管理法案【新規】
- 中国：サイバーセキュリティ法
- 中国：AD 措置の不適切な運用
- ベトナム：輸入自動車認証制度【新規】
- インド：IT 製品に対する関税引上げ【新規】

2 WTO 紛争解決手続を開始したもの

下記案件については、我が国が WTO 紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めている。

- 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）【協議要請】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【パネル】
- 韓国：空気圧伝送用バルブに対する AD 課税措置【上級委】
- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置【上級委】

3 WTO 勧告の早期履行を求めているもの

下記案件については、我が国等が WTO 紛争解決手続に付託した結果、措置の WTO 協定整合性の確保を求める WTO 勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行や WTO 勧告の趣旨に則った適切な対応を求めている。

- 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）

(参考1) 2018年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易・措置の詳細は以下のとおり。

1 WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

● 米国：1962年通商拡大法 232条に基づく鉄鋼・アルミ製品の輸入制限措置

米国大統領は、1962年通商拡大法第232条（Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962）に基づく商務長官の調査報告を受け、輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与えると認めた場合、かかる輸入を調整するため、禁輸、関税引上げ、輸入数量制限、関税割当、輸入を制限するための交渉開始等の措置を決定できる。

2018年3月8日、22日（及びその後の4月30日）の大統領布告により、米国は1962年通商拡大法第232条に基づき、日本からの輸入鉄鋼、輸入アルミに対し、2018年3月23日より、それぞれ25%（従価税）、10%（従価税）の追加関税賦課が開始している。譲許税率を超えた関税の引上げは、GATT第2条（関税譲許）に違反する可能性が高い。また、仮に数量制限（クォータ）が設定された場合には、GATT第11条（数量制限）に違反する可能性がある。これに対し、米国は、232条に基づく措置はいずれも安全保障のためにとられた措置であるとして、GATT第21条（安全保障例外）を援用する可能性があり、同条で正当化される措置といえるのかも問題となりうる。

なお、米国は、輸入が米国の安全保障を脅かすことがないよう確保する代替手段に合意できれば、関税を変更または撤廃する余地を残した（国別除外）。韓国等の一部の国は、代替手段に合意できたとして、232条に基づく関税から除外を得ている。しかし、韓国産鉄鋼については、代替手段として2015年から2017年の年間平均輸出量の70%の製品特定割当に合意して除外を得ているところ、かかる数量割当について、セーフガード協定第11条（輸出自主規制の禁止）に違反する可能性もある。

本件措置は、単に米国の市場を閉ざすのみならず、世界の鉄鋼及びアルミニウム市場を混乱させ、多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねないものである。また、2018年5月23日には自動車及び同部品への調査が開始されており、世界貿易の極めて大きな割合に対して制限的な影響を与えることが懸念される。

5月31日、我が国は日EU共同声明において、本件措置・調査の深刻な懸念を共有した。我が国としては、国内産業への影響を十分に精査したうえで、必要な対応を検討していく。

● 米国：サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日AD措置

AD協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD課税は原則5年間で失効（サンセット）すると定めるが、米国の運用では、国内企業からのレビュー申請がある限り措置が継続される実態となっている。

米国政府は、2017年6月末現在、日本製品に対して18件のAD措置を課しているが、最長の措置は35年以上継続しており、6つの措置については20年以上継続している。これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザ

一に負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD 措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済対話や累次の WTO・AD 委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。

我が国としては、引き続き、米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

● 中国：内外差別的な技術ライセンス規制

中国政府は、2002 年 1 月に、中国における技術の輸出入管理の基本的な仕組みを定めた技術輸出入管理条例を施行した。本条例は、中国企業との間の技術移転契約のうち国際的な技術移転契約にのみ適用されるものであり、技術受入者が移転技術を使用した結果として第三者から権利侵害で訴えられた場合に技術提供者が補償責任を引き受けること、及び、技術提供者による技術受入者の技術改良の制限を禁止し、移転技術を改良した技術成果は改良を行った当事者に帰属すること等が規定されている。

これら規定は、当事者間の合意による契約の自由が許容されている中国国内企業間の技術移転契約に比べて、条例文言上、外国企業が技術提供者となる場合に不利な待遇が与えられていることから、TRIPS 協定の内国民待遇義務（第 3 条）等に違反する可能性がある。

これまで、WTO・TRIPS 理事会や二国間協議の枠組み等を通じて我が国として懸念を表明し、中国政府に対して是正を働きかけるなどの対応を行ってきた。

我が国としては、引き続き、ハイレベルでの働きかけや二国間・多国間協議の場において、中国政府に対し、これら内外差別的な制約の撤廃・改善を求めていく。

● 中国：アルミ補助金

中国政府による非鉄金属産業五か年開発特別計画等の各種産業政策に基づき、アルミ産業への各種補助金が交付されており、鉄鋼における過剰生産能力問題と同様に、アルミについても、中国における生産能力の急拡大、過剰供給が問題となっている。

中国政府による補助金が、アルミ地金等の過剰供給をもたらしている問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定第 5 条等に違反する可能性がある。また、現行の補助金協定では捉えられない部分について、補助金委員会等で、問題解決のための議論が進められている。

我が国を含む G 7 は、2017 年 5 月、G 7 タオルミーナ首脳コミュニケにおいて、鉄鋼、アルミニウムその他主要な産業部門における世界的な過剰生産能力に対処し、こうした問題が他の分野で発生しないよう、協力を更に強化し、パートナーと共に取り組んでいくことにコミットした。また、2017 年 6 月、経済産業省と中国商務部との次官級定期協議において、アルミ分野における過剰供給解消に向けた取組について議論するなど、中国政府と問題解決のための議論を行い、2016 年 10 月、2017 年 4 月の補助金委員会においても、米国、EU とともに、補助金と過剰供給問題に関する議論を提起している。更に、2018 年 6 月の G 7 シャルルボワ首脳コミュニケにおいても、アルミニウムなどの過剰能力を避ける緊急の必要性が指摘されている。

我が国としては、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 中国：輸出管理法案

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度をおいていたところ、2017年6月、通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を多く含む輸出管理法（出口管制法）の法案を公表した。

具体的な規制対象品目リストが公表されていない等、制度の内容はまだ不明瞭であるが、①規制対象品目が、貿易や産業の競争力、技術発展、重要戦略稀少資源の保護等の安全保障以外の目的を考慮して過剰に設定されるおそれがある点、②輸出許可の申請書類として該非判断に必要な範囲を超えて技術開示が要求されるおそれがある点、③他国の差別的な輸出規制に対して報復措置を講じうる旨が規定されている点等において、過剰な輸出規制であり、安全保障例外（GATT 第21条）で正当化しうる範囲を超え、輸出入制限の禁止（GATT 第11条）に違反する可能性があり、運用によっては、我が国と中国の間の貿易・投資環境に大きな影響を与える恐れがある。

我が国は、中国に対して、2018年3月のWTO物品理事会や4月の日中ハイレベル経済対話等の場で、本法案に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

我が国としては、引き続き、法案審議や施行運用を注視し、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 中国：サイバーセキュリティ法

中国政府は、2017年6月、「サイバーセキュリティ法」を施行した。本法では、ネットワーク基幹製品やサイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時にはセキュリティ認証を得る必要があると規定されているため、製品に関する強制規格や適合性評価手続が定められるものと考えられるが、本法はTBT通報がなされておらず、WTO・TBT協定第2.9.2条に違反すると考えられる。なお、国家規格や業界規格の具体的な内容は法に規定がなく、どのような基準となるか不明であるが、当該規格が国際規格に基づかない場合は、TBT協定第2.4条に違反する可能性がある。更に、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、規格や認証など具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT協定第2.2条、第5.1.2条に違反する可能性がある。

また、重要情報インフラ運営者に対し、中国国内で収集した個人情報及び重要データの国内保存義務、並びに、当該データの海外移転時の安全評価義務が規定されている。これにより、外国事業者が中国事業者よりも実質的に不利な競争条件に置かれる場合には、GATS第17条の内国民待遇義務違反となる可能性がある。

法案段階より、日本のみならず諸外国政府や業界団体等から中国政府に対してパブリックコメントへの意見書が提出され、上記懸念を表明していたが、日本政府等からの意見内容の多くが反映されないまま、2017年6月に施行された。

我が国としては、引き続き、本法及び関連規則策定動向を注視するとともに、WTO・

TBT 委員会、サービス貿易理事会や二国間協議等の機会を捉えて中国に対し是正を促していく。

● 中国：AD 措置の不適切な運用

中国政府は、1995年以降、2016年末までに234件のAD調査を開始しており、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は43件であり、うち32件についてAD措置が発動され、うち19件については2016年末現在でAD課税が継続している。

中国のAD措置については、中国企業の経営の悪化が中国国内の過剰生産構造に起因すると考えられるにも関わらず、我が国からのダンピング輸出が原因で中国企業に損害が発生しているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD協定に整合的でない点が見られる。

我が国は、不適切と思われるAD調査については、中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきており、また、中国のAD調査手続について同様の懸念を有する米国及びEUと、WTO紛争解決手続において互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、必要に応じて協力を行っている。

我が国としては、引き続き、AD措置の不適切な運用については是正を働きかけていく。

● ベトナム：輸入自動車認証制度

ベトナム政府は、2018年1月1日、自動車の生産、組み立て、輸入及び保証・保守サービス事業に関する条件を定める政令 116 号を施行した。これにより、ベトナムへ自動車を輸入する際、外国当局が発行する型式認可証を取得することや、輸入ロット（1 船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査・安全品質検査を受けることなどが義務付けられた。

外国当局が発行する型式認可証は、輸入車に対してのみ取得が義務付けられているが、通常、外国当局が輸出車両向けに型式認証を発行する仕組みは、世界的にもほとんど見当たらない。したがって、輸入車は、実質的に取得が困難な型式認可証を求められていることから、国産車と比較して不利な状況となり、TBT 協定第 2.1 条に違反する可能性がある。更に、輸入車に対してのみ、追加で外国当局の型式認可証の取得を求めることが、消費者保護や環境保護という目的達成のために必要な範囲と言えるか疑義があり、TBT 協定第 2.2 条 に違反する可能性がある。また、政令 116 号により、輸入車は、輸入ロット（1 船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査及び安全性検査を受けることが義務付けられたが、国産車については、一度受けた検査結果は、36 か月間有効とされている。このことから、輸入車のみ検査頻度が大幅に多くなっており、国産車と比較して不利な状況となることから、TBT 協定第 5.1.1 条に違反する可能性がある。

これまで、ベトナム日本国大使館からの口上書の発出、WTO・TBT 委員会及び物品理事会での日本政府からの懸念表明、経産大臣からベトナム商工大臣への懸念伝達などの対応を行ってきた。2018年1月の政令施行以降、日本からのベトナム向け自動車の輸出が停止するなどの影響が出ており、今後も企業のビジネスに大きな損害を与えるおそれがある。

我が国としては、引き続き、ハイレベルでの働きかけや二国間・多国間協議の場において、ベトナム政府に対し、本規制の撤廃・改善を求めていく。

● インド：IT 製品に対する関税引上げ

インド政府は 2016 年 3 月、自国の WTO 協定譲許表において無税としている一部の IT 製品（HS8517.62.90 及び 8517.69.90 の通信機器）について、行政通達により 10% の関税引上げ措置を導入した。その後、2017 年 7 月、携帯電話やインクカートリッジ等（HS8443.3290 のその他印刷機器等、8443.9951 及び 8443.9952 のインクカートリッジ、8443.9953 のインクスプレーノズル、8517.1210 及び 8517.1290 の携帯電話、8517.6100 の基地局、8517.7090 の電話機・通信機器の部分品）について、関税率を 10% に引き上げた。さらに、同年 12 月、携帯電話の関税率を 10% から 15% に引き上げる通達を公布した。これらに加え、2018 年 2 月、携帯電話の関税率を 15% から 20% に更に関税を引き上げた。

例えば、携帯電話や電話機・通信機器の部分品、基地局については、インドは自国の譲許表において HS コード 6 桁レベルで無税としているにもかかわらず、実行関税率を引き上げていることから、明らかに GATT 第 2 条に違反している。

我が国は、WTO 市場アクセス委員会、ITA（Information Technology Agreement：情報技術協定）委員会、物品理事会、在インド日本国大使館等から繰り返し懸念を表明し、インド政府に対して詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請しているが、インド政府は「ITA 合意時には存在しなかった製品であり、ITA で約束した関税撤廃対象ではない」旨の回答を繰り返すのみで、状況の改善は見られない。

我が国としては、引き続き、米 EU 等の懸念を共有する国と連携を図り、インドに対して本件の早期撤回を求めていく。

2 WTO 紛争解決手続を開始したもの

● 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）

韓国政府は、2016 年 6 月、日本製ステンレススチール棒鋼を対象としたサンセット・レビューを開始し、2017 年 6 月、韓国政府は、3 年間の課税延長を決定した。

韓国当局の決定は、日本製の輸入品が韓国の国内産品や他の輸入品とは競争関係にない点を考慮していないこと、また、AD 課税の対象となっていない中国、台湾など第三国からの輸入量の著しい増加等が国内産業の損害に影響していないかを考慮していないことから、AD 協定に違反する可能性が高い。

我が国は、対話による解決を目指し、WTO・AD 委員会において複数回にわたり国際ルール上の懸念点について指摘を行い、措置の長期化に深い懸念を表明するとともに、本年 5 月には、経済産業大臣から韓国産業通商資源部長官に対し課税の撤廃を要請した。しかし、韓国政府はその後本件課税を撤廃せず、その後も改善が見られないことから、我が国は、本年 6 月、WTO 協定に基づく協議を要請した。

我が国としては、引き続き、二国間協議の中で措置の撤廃を求めていくとともに、二国間協議が不調に終わった場合には、パネル手続の中で、本件措置の撤廃を求めて

いく。

● インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置

インド政府は、2015年9月7日、熱延コイルに対するSG調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6か月間のSG措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のSGの発動要件として、GATT第19条1項(a)に規定する「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。また、GATT第19条1項(a)によれば、輸入の増加がGATTに基づいて負う義務の効果として生じていることが必要であり、日本・インド包括的経済連携協定（日印CEPA）による関税譲許の効果として生じている輸入増加をWTO協定上のSGの発動要件として考慮してはならないが、調査報告書によればインド当局は日印CEPAによる日本からの輸入増加を考慮していると考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT第19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であって輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT第19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、インド当局は、SG協定に規定するその他の発動要件も適切に認定していないと考えられ、本件措置に係る手続きにおいても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、本件に関するインドの動向を注視して、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施した。調査期間中に提出した意見書では、本件措置がWTO協定に違反する可能性を示唆し、調査において適切な認定が行われるよう要請した。しかし、インドは調査後に本件措置を発動し、その後も改善が見られないことから、我が国は、2016年12月、WTO協定に基づく協議を要請し、2017年3月にパネル設置を要請、同4月にパネルが設置された。

我が国は、パネル手続の中で、インドに対し本件措置の撤廃を求めていく。

● 韓国：空気圧伝送用バルブに対するAD課税措置

韓国政府は、2014年2月、韓国国内企業からの申請を受け、日本からの空気圧伝送用バルブに対するAD調査を開始した。我が国は、WTO・AD委員会や本件AD調査の公聴会の場において、本件では損害及び因果関係等の要件について慎重な検討が必要であり、調査対象企業の意見を十分に考慮して適切な決定がなされるよう、強く要望した。それにもかかわらず、韓国政府は、2015年1月に、損害及び因果関係等を認定し、2015年8月には課税を開始した。

本件AD課税措置は、韓国側が、輸入品の国内品価格への影響（AD協定第3.1条、第

3.2条)等に関し説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係(AD協定第3.1条、第3.4条及び第3.5条)の認定上の瑕疵があり、また、重要事実開示(AD協定第6.9条)等の調査手続上の瑕疵もあると考えられ、AD協定に違反する可能性が高い。

我が国は二国間の対話による解決を目指し、韓国政府に対して本件AD措置の撤廃を求めてきたが、解決に至らなかったため、2016年3月、WTO協定に基づく二国間協議要請を行い、その協議結果を踏まえて同年6月、我が国はWTOに対しパネルでの審理を要請した(翌月パネル設置)。パネル審理を経て2018年4月に公表されたパネル報告書は、我が国の核となる主張を認め、韓国による損害・因果関係の認定や手続の透明性に瑕疵があり、WTO協定に非整合的であると認定し、韓国に対し措置の是正を勧告した。他方、一部論点についての我が国の主張は認められないか、パネルの付託事項の範囲外であるとして、判断されなかった。

上記パネル報告書を踏まえ、我が国は、本年5月、かかる一部論点についてWTO上級委員会の判断を仰ぐべく、上訴の申立てを行った。

我が国は、上級委員会においても、AD協定非整合的な本件AD措置を撤廃させるために必要な主張を行っていくとともに、引き続き、韓国に対し、速やかに本件AD措置を完全に撤廃するよう求めていく。

● ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

ブラジル政府は、2011年9月、国産自動車及び輸入車に対して工業品税(IPI)を30%引き上げた。ただし、製造者が①メルコスール域内の現地調達比率が65%以上であること、②ブラジル国内で組立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6工程以上を実施していること等の要件を満たして「認定企業」となることにより、追加のIPIが免除されるとされていた。

本制度は2012年12月までの暫定措置とされていたところ、2012年10月、ブラジル政府は、これに代わる新たな自動車政策(イノバール・アウト)を発表した。新制度は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成や現地での生産工程の実施等を条件として、国内での自動車部品の調達費用等に応じて「IPIクレジット」を与え、これによるIPIの減免(相殺)も可能とするものである。

自動車分野に加えて、ブラジル政府は、情報通信機器など幅広い分野に対して、ローカルコンテンツ要求を関連付けた優遇税制措置を導入し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、国産部品の使用、国内での研究開発投資等を条件に、IPIを含む各種税金・負担金の大幅な減免を認めている。さらに、2014年8月、ブラジル政府は、自動車部品メーカーに対し自動車部品の原産地に関する報告を義務付けるとともに、一次部品のみならず二次・三次部品のローカルコンテンツ率が基準に満たない場合には前述のIPIクレジットを減額する措置を採択するなど、自動車部品に対するローカルコンテンツ・ルールの厳格運用を進めている。

これらの政策は、輸入部品を国産部品と比べて不利に扱っており、GATT第3条(内国民待遇義務)等に抵触する可能性が高い。

我が国は、2012年5月及び11月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対し、WTO協定への抵触の可能性を指摘した。2014年9月に開催された日伯貿易投資促進・

産業協力合同委員会においても、我が国より懸念を表明するとともに情報提供等を要請した。また、WTO 物品理事会及び TRIMs 委員会において、累次にわたり、米国、EU 等とともに懸念を表明してきた。

しかし、その後も措置の改善が見られないことから、我が国は、2015 年 7 月、自動車や情報通信分野の税制優遇措置等について WTO 協定に基づく協議を要請し、9 月にパネル設置を要請、同月パネルが設置された。本件については、我が国に先行して、2013 年 12 月、EU がブラジルに対して WTO 協定に基づく協議を要請、2014 年 12 月にパネルが設置されており、我が国は、EU と同一のパネル手続の中で、ブラジルに対し措置の是正を求めてきた。

2017 年 8 月、パネル報告書が公表され、我が国及び EU の主張はおおむね認め、ブラジルによる各税制恩典措置が WTO 協定に非整合的であると認定し、ブラジルに対して各措置を協定整合的に是正するよう勧告したが、これに対し、2017 年 9 月、ブラジルが上訴の申立てを行った。

我が国は、上級委手続においても、ブラジルに対し各措置の是正を求めていく。

3 WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

- **米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用の是正を含む）**

米国は、AD 手続において、輸出者毎のダンピング率（ダンピング・マージン）を計算する際に、全ての輸出取引ではなく、国内販売価格を下回る価格での輸出のみを考慮し、国内販売価格を上回る輸出取引を考慮しない（国内販売価格との価格差を「ゼロ」とみなす）ことにより、ダンピング・マージンを恣意的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を無視する不公平な計算方法であり、ダンピング・マージンの計算方法を定める AD 協定第 2.4.2 条等に違反する。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 協定に基づく協議要請、2005 年 2 月にパネル設置要請を行い、2007 年 1 月公表の上級委員会報告書では、ゼロイングの WTO 協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012 年 2 月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同年同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD 協定第 2.4.2 条後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング（特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出）の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングを再開しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。

韓国及び中国は、ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対する AD 措置を WTO 紛争解決手続に付託した（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464) 及び米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用 (DS471)）。我が国は、両案件に第三国参加し、ゼロイングの使用は AD 協定に違反すると主張していたところ、米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464) のパネル及び上級委、並びに

米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用 (DS471) のパネル (本論点は上訴されず。) は我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを含めたターゲット・ダンピング認定を協定違反と認定した。

我が国は、引き続き、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

(参考2) 2017年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の1年間の進捗状況

国名	貿易政策・措置	進捗状況
中国	AD措置の不適切な制度・運用	不適切と思われるAD調査について、政府として公聴会で懸念を表明するとともに、政府意見書を提出して問題点を指摘。 2018年4月に行われたWTOのAD委員会において、不適切なAD調査の問題点を指摘。
	サイバーセキュリティ法	WTOのサービス貿易理事会(2017年6月、10月、2018年3月)及びTBT委員会(2017年6月、11月、2018年3月)において、問題点を指摘するとともに、本年4月には、経済産業大臣から中国商務部長に対し、本件についての懸念を伝達するなど、二国間協議等で本件を取り上げた。
	銀行業IT機器セキュリティ規制	中国の銀行業が使用するIT機器につき、中国国内の知的所有権に基づく製品の使用や、中国独自の認証手続きを受けることを義務付けるガイドラインについて、WTOのTBT委員会で、日米欧より継続して問題点を指摘したところ、中国は当該措置の実施を延期。同ガイドラインはその後、失効し、規制は導入されていない。 我が国は、2017年11月のTBT委員会において、産業界への影響につき注視している旨発言するなど、引き続き監視を続けているが、当該規制の実施に向けた動きがみられないことから、2018年版取組方針には掲載しないこととした。
米国	サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置	2017年10月及び2018年4月に行われたWTOのAD委員会において問題点を指摘。 日米経済対話の中でも本件を問題点として取り上げている。
	ゼロイング(AD税の不適切な計算方式)(ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む)	ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、韓国(DS464)及び中国(DS471)が米国のAD措置を争い、我が国も米国の解釈を争って第三国参加。 パネル及び上級委員会は、かかるターゲット・ダンピングの認定に際してのゼロイングの適用についても、協定非整合とし、我が国の主張に整合する解釈が取られた。 DS464については、2017年12月までとされていた履行期限が経過しており、韓国が勧告の不履行に対する対抗措置を求め、仲裁が行われている。DS471については、2017年5月、パネル・上級委員会報告書が

		紛争解決機関 (DSB) で採択され、米国は、2018年8月までに同報告書における勧告を実施しなければならない。
	バード修正条項に基づく通関済物品からのAD課税及び相殺関税収入の米企業向け分配	バード修正条項に基づくAD課税及び相殺関税収入の分配が継続している限り、米国の「WTO紛争解決機関 (DSB) により採択された勧告又は裁定」の不履行状態は継続しており、我が国は、報復関税賦課の権利を留保する旨、継続的にWTOに通報している。他方で、2016年10月1日付のCBP (米国税関・国境保護局) の公表データに拠れば、今後、米国政府がバード修正条項に基づき分配する可能性のある原資は3.7億円程度 (推計) と僅少。また、国際分業が進展する中、報復関税賦課は競争力の回復よりもコスト増につながりかねないなど、近時の関係国内産業の状況等を総合的に勘案し、2016米国財政年度における同条項に基づく米国による分配に対しては、報復関税を課さないこととしていることなどを踏まえ、本措置については、2018年版取組方針には掲載しないこととした。
韓国	ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー (アンチ・ダンピング (AD) 措置の継続に係る期末審査)	WTO・AD委員会において複数回にわたり国際ルール上の懸念点を指摘し、措置の長期化に深い懸念を表明。本年5月には、経済産業大臣から韓国産業通商資源部長官に対し課税の撤廃を要請したが、韓国政府はその後も本件課税を撤廃せず、改善が見られないことから、我が国は、本年6月、WTO協定に基づく協議を要請した。
	空気圧伝送用バルブに対するAD課税措置	2018年4月、WTO紛争解決パネル報告書が公表され、我が国の核となる主張 (韓国のAD措置は損害・因果関係の認定や手続の透明性に瑕疵がある) が認められたが、一部論点についての我が国の主張は認められないか、パネルの付託事項の範囲外であるとして、判断されなかった。かかる一部論点についてWTO上級委員会の判断を仰ぎ、措置の完全撤廃を求めべく、本年5月、上訴の申立てを行った。
インド	熱延コイルに対するセーフガード (SG) 措置	2017年4月にパネルが設置され、その後パネル会合が開催されるなど、現在手続が進行中である。
ブラジル	自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置	2017年8月、WTO紛争解決パネル報告書が公表され、ブラジルの税制恩典措置について、GATT (内国民待遇義務) 及び補助金協定に違反すると判断された。2017年9月、ブラジルは、かかるパネル判断を不服として、上訴の申立てを行った。

<p>アルゼンチン</p>	<p>幅広い品目に対する輸入制限措置</p>	<p>2015年1月、WTO紛争解決手続において、アルゼンチンの輸入制限措置は協定不整合であるとの上級委員会判断が発出された後、同年12月、アルゼンチンは措置を撤廃した。</p> <p>その後、新たな輸入ライセンス制度（SIMI）が導入された。SIMIは、法文上は申請処理期間の延長が可能である点等において輸入制限的に運用されるリスクがあるものの、近年は運用実態が改善し、遅延事例は減少。我が国産業界からの問題事例の報告も無いことから、本措置については、2018年版取組方針には掲載しないこととした。</p>
---------------	------------------------	--

以上